

## 平成26年度保育所徴収金基準額（保育料）表

※この表は、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に保育所へ入所された場合の徴収基準額です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額保育料）		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
第2階層	第1階層・第4～10階層を除き、前年度（平成25年度）市町村民税が次の区分に該当する世帯	8,000	6,000	5,000
第3階層	市町村民税課税世帯	16,000	15,000	13,000
第4階層	第1階層を除き、平成25年分の所得税額が右の区分に該当する世帯	40,000円未満	24,000	23,000
第5階層		40,000円以上 69,000円未満	33,000	28,000
第6階層	※住宅借入金等特別控除、配当控除及び外国税額控除等については、所得税の控除対象とせず、また、年少扶養控除・特定扶養控除廃止の影響がないものとして計算します。	69,000円以上 103,000円未満	38,000	31,000
第7階層		103,000円以上 252,500円未満	45,000	35,000
第8階層		252,500円以上 413,000円未満	52,000	
第9階層		413,000円以上 734,000円未満	64,000	
第10階層		734,000円以上	70,000	

【注1】年齢区分は、年度の初日の前日（3月31日現在）の満年齢で決定します。

※入所日以降に誕生日を迎えても変更にはなりません。

【注2】入所児童の属する世帯が第2～3階層に認定された場合で、次の①～⑤いずれかに該当するときは、以下の表を適用します。（母子・父子・在宅障がい減免）

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいるとき
- ③ 同じ世帯に特別児童扶養手当支給対象児がいるとき
- ④ 同じ世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいるとき
- ⑤ 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

※該当する場合は、それを証明できる書類（障害者手帳など）のコピーを持参して申し出てください。

階層区分	徴収基準額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	0	0	0
第3階層	15,000	14,000	12,000

【注3】同一世帯の就学前児童が、2人以上同時に保育所又は下記【注3-1】の施設に入所又はサービスを利用している場合、保育料は次のとおりです。（年齢の高い児童から1人目と数えます。）

**1人目…基準額 2人目…基準額の1/2 3人目以降…無料**

【注3-1】兄弟減免の対象となる施設及びサービス

保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用

※収入の著しい減少、災害等による被害のあった世帯については、減免制度が適用される場合があります。